

歯科部分パノラマ断層撮影とは、歯科エックス線撮影を行う場合で異常絞扼反射(所謂嘔吐反射)を有する患者であって、「口内法エックス線撮影」が困難な場合に、歯科部分パノラマ断層撮影が撮影可能な装置により、エックス線の照射範囲を限定し局所的な撮影を行ったものをいい、単に歯科パノラマ断層撮影により撮影された画像を分割した場合は算定できない。

※ 歯科部分パノラマ断層撮影の算定点数は、

初回撮影時 電子画像管理加算 10点+診断料 20点+撮影料 28点=58点

新生児初回撮影時

電子画像管理加算 10点+診断料 20点+撮影料(28×1.8=50.4点)
=80点

乳幼児初回撮影時

電子画像管理加算 10点+診断料 20点+撮影料(28×1.5=42点)
=72点

幼児初回撮影時

電子画像管理加算 10点+診断料 20点+撮影料(28×1.3=36.4点)
=66点

であり、デンタル1枚と同様であるが、「1口腔1回につき」の算定となるため、デンタルとは異なり、複数箇所を1回に撮影しても×2、×3とはならない。

また、パノラマ断層撮影とは異なり、歯科画像診断管理加算1や遠隔画像診断の対象とはならない。

一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断(所謂経過観察)の場合の除外対象とはならないため、診断料は100分の50となり、

経過撮影時 電子画像管理加算 10点+診断料(20/2=10)点+撮影料点=48点
であり、こちらもデンタルと同様であるが、やはり複数箇所を1回に撮影しても×2、×3とはならない。

パノラマ断層撮影(顎関節4分割撮影時を除く)と同時に撮影した歯科部分パノラマ断層撮影の点数は算定できない。